

農業経営の労務管理と社会保険制度

社会保険労務士法人福島事務所
特定社会保険労務士 福島 公夫
(長野県農業大学校 講師)

はじめに

今年は、個人農家でも人を雇えば労災保険への加入が義務になる法律改正が行われる予定です。

1. 他産業と異なる農業の労務管理

人を雇った時に守らなければならない基本的事項を定めている法律が「労働基準法」です。労働基準法は、アルバイトを一人でも労働者を雇うと適用になります。

労働基準法の違反を取り締まっている役所が、労働基準監督署です。労働基準監督署にいる労働基準監督官には、特別司法警察職員としての権限が与えられています。

労働基準法に違反すると罰金や、悪質な場合は逮捕や懲役刑に処せられることもありますが、農業は他産業より労働基準法の適用規定が次のように少なくなっています。

●農業は労働基準法の重要規定が適用除外

農業は天候に左右される等の理由から、労働基準法の重要規定が適用除外（適用されないこと）になっています。

<労働基準法の適用除外になっている項目 >

適用除外項目	他産業における定め	農業における定め
労働時間（労基法第32条）	1日8時間、1週40時間を超えて労働させてはならない（休憩時間を除く）	<u>労働時間についての定めなし</u>
休憩（労基法第34条）	労働時間が6時間を超える場合には45分以上、8時間を超える場合には1時間以上の休憩を与えなくてはならない	<u>休憩についての定めなし</u>
休日（労基法第35条）	1週間に少なくとも1日、または4週間で4日以上の休日を与えなくてはならない	<u>休日についての定めなし</u>
割増賃金（労基法第37条）	1日8時間、1週40時間を超える労働、法定休日と深夜に行った労働については、割増率を乗じた賃金を支払わなくてはならない	深夜労働（注）にかかる割増率以外の割増率は不要

（注）深夜労働とは、午後10時から午前5時までに行った労働で、2割5分以上の割増賃金を支払う。

※ 農業が、労働基準法の適用除外になっている理由

- ① 事業が気候等の自然条件に左右される
- ② 事業及び労働の性質から 1 日 8 時間や週休といった規制になじまない
- ③ 天候の悪い時や農閑期等、適宜に休養が取れる



2. 農業でも必要な労務管理

(1) 労働条件を書面で明示する。

使用者は、労働者に対して次の重要な労働条件を書面（労働条件通知書等）で明示して、労働契約を結ぶ。（労働基準法 15 条）…根拠となる法律です。

（農業用の「労働条件通知書」は P11）

（関連記事）

労働条件明示怠り送検 落雷事故受け違反発覚 小諸労基署

2021.3.1 【労働新聞】

長野・小諸労働基準監督署は、外国人労働者 4 人に対して雇入れ時の労働条件明示を怠ったとして、同県小諸市で農業を営む個人事業主を労働基準法第 15 条（労働条件の明示）違反の疑いで長野地検佐久支部に書類送検した。2020 年 8 月 22 日、外国人労働者のうち 2 人が農作業中に落雷で死亡したため、捜査を進めていた。

(2) 賃金支払いは適法に行う。

① 最低賃金…最低賃金額以上の賃金を支払う。（最低賃金法 4 条）

農業に該当する最低賃金は、時給で都道府県ごとに定められています。長野県労働局のホームページで公表されます。長野県は、R7. 10 月 3 日から 1,061 円です。

② 深夜割増賃金…午後 10 時から午前 5 時の間に労働させた場合、農業でも通常賃金の 2 割 5 分（25%）以上の割増賃金を支払う。（労働基準法 37 条）

(3) 労働時間を適正に把握し記録する。

労働時間を客観的・適切な方法で把握し記録する。(労働安全衛生法 66 条の 8)

労働時間の把握は、タイムカードが一般的ですが、使用者が手書きで労働者の始業・終業時刻、休憩時間を記録する「出勤簿」も認められています。

労働時間には、朝礼や仕事の準備、後片付けの時間も含まれます。

出勤簿またはタイムカードは、5 年間保存が義務づけられています。

(4) 雇入れ時や作業内容変更時に安全衛生教育(熱中症対策含)を行う。

労働者を雇い入れたときや作業内容を変更したとき、使用者はその業務に関する安全または衛生のための教育を行う。(労働安全衛生法 59 条)

農業には、農業機械や農薬を使用するなど危険を伴う作業があります。教育すべき内容は、農林水産省・厚生労働省で作成した「農作業安全を学びましょう」(2024 年 4 月刊)、農業機械の使い方はメーカーの「取扱説明書」に書いてあります。

また、熱中症対策として使用者の法的義務になっていることは「塩(飴)と飲料水」を備えることです。

3. 多様化する農業の人材募集

募集方法…短期雇用はスマホ活用が主流に

(1) スマホアプリを使う

スマートフォンの求人アプリを使って、1 日または時間単位で募集する方法です。

農業専門の求人アプリとして「デイワーク(daywork)」があります。デイワークは、JAでも利用を勧めています。現在のところ無料です。

飲食店や小売業など、他産業向けの一般的な求人アプリも複数あり、「タイミー」はテレビ広告もしています。一般的な求人アプリでも農業求人もしてくれます。

ただし、一般的な求人アプリの場合は、マッチングが成立すると 30% 前後の仲介手数料を支払うことになります。

デイワークの求職者は、20~40 代の方が多いようです。フリーターの方もいますが、求職者の約 4 割は別の本業を持っているというデータもあります。

要するに、他産業の会社員が休日に副業として農場で働くという方が多くなっているのです。

また、継続的に雇用したいと思う優良ワーカーには、「うちの農場でこれからも働いてくれないか」と声がけし、毎年の季節雇用や長期雇用に結びつけることも可能です。農作業に慣れた人に、継続的に来てもらえるようにすることがポイントです。

なお、アプリの会社から仲介手数料等を取られることはありません。

(2) シルバー人材センター

60歳以上の人人が登録していますが、現役世代と変わりなく仕事ができる人も多くいます。農業の現場でも貴重な人材として活躍しています。

請負で仕事を受けてくれるので、農繁期だけお願いすることももちろん可能です。稲作では田植えや水管理、稲刈り、果樹では摘果や葉摘み、収穫など人手のいる作業で活躍しています。

また、シルバー人材センターで団体保険制度に加入していますので、労災保険に加入していない個人農家でも安心して仕事の依頼ができます。

作業を依頼する場合は、半年くらい前に申し込みしてほしいとシルバー人材センター事務局で言っています。早く申し込みするほど、人員の調整ができ、仕事の依頼を受けて頂けるようです。

半年以上・通年雇用の場合

(3) ハローワーク

ハローワークの求人は、オンラインが主流です。事業主は、求人者マイページを開設し、そこで求人の管理ができます。アルバイト・正社員の求人が可能です。

マイページには自由記入欄がありますので、農場の魅力を入れた求人アピールができます。また、画像登録もできますので、農場での作業風景や農産物も載せられます。マイページは、まさに「ゼロ円求人」で驚くべき成果を発揮する可能性があるツールです。

また、求職情報を検索できますので、自社求人に応募してほしい人にメッセージを送付することもできます。

(4) 新規就農相談センター

新規就農相談センターは、全国および都道府県に設置されている新規就農に関する相談窓口です。

ここへ求人登録しておくと、全国的に就農希望者とマッチングする機会があります。また、全国各地で就農相談会（新・農業人フェア）を開催しているので、農業経営者が就農希望者に直接アプローチできる機会もあります。

「長野県新規就農相談センター(長野県農業担い手育成基金)」サイトに詳細が紹介されています。

長野市北石堂町1177番地3 (JA長野県ビル4F) TEL 026-236-3702

(5) 有料の人材紹介

有料で、人材を紹介してくれる会社もあります。人材を探しててくれる良さはありますが、仲介手数料は賃金の30~40%かかります。

農業でも利用者は、増えています。農業に特化した人材紹介会社「あぐりナビ」があります。

一般の人材紹介会社(フルキャストやインディード等)でも、農業の人材紹介をしています。

(6) 外国人労働者

かつては「外国人技能実習生」が主流でしたが、現在は「特定技能外国人」の受け入れが多くなっています。

特定技能外国人は、日本人労働者と同じように労働基準法の労働時間等が適用除外となるため労務管理もしやすく、実務能力も高いので貴重な労働力として評価されています。(しかし、外国人技能実習生の労働時間等は、他産業基準になっています)

さらに、特定技能外国人には派遣制度が認められており、農繁期だけの受け入れも可能になっています。(一例:2カ月で約65万円)

県内「特定技能外国人」派遣の紹介機関例…JA長野開発機構
長野市北石堂町1177番地3 JA長野県ビル11F TEL026-236-3500

4. 農業の労働・社会保険制度

労働保険には、労災保険(労働者災害補償保険)と雇用保険があります。

社会保険には、農業法人が加入する健康保険(協会けんぽ)と厚生年金、個人農家が加入する市町村の国民健康保険(国保)と国民年金があります。

① 労働保険(労災保険・雇用保険)は、個人農家では従業員が5人以上なら加入義務があります。農業法人は従業員1人でも加入義務があります。

個人農家の労災加入は任意ですが、今年の通常国会で個人農家も加入義務になる見通しです。

労災保険への加入が任意となっている農林水産業の小規模事業者について、厚生労働省は加入を義務化する方針を決めた。第1次産業では労災が多発しており、労働環境の改善を図る。通常国会で労災保険法の改正を目指す。

労災保険は原則、労働者を使用する全事業に適用され、保険料は事業者が全額負担する。ただ、従業員5人未満で個人経営の農家は、加入は任意とされている。

厚労省によると、義務化に伴って最大約16万の事業者が新たに労災保険に入る見通しという。(日本農業新聞R7.12.19記事他より)

労働保険の加入窓口は労働基準監督署です。自分で、労働基準監督署へ行って加入手続きをすることもできます。社会保険労務士に依頼することもできますが、有料です。JAの労働保険事務組合でも加入手続きをしています。また、農業には、農業経営者やその家族も加入できる「労災の特別加入」制度があります。

①-1 労災保険料

労災保険料は、4月～翌年3月までに支払う予定の人工費(雇人費)に1.3%を掛けた金額になります。例えば、100万円の賃金なら13,000円の労災保険料になります。

労災の対象になるのは、従業員でアルバイトも含まれます。

①-2 農業経営者の労災保険特別加入制度

労災保険は「労働者」を対象とするため、自営農業者や家族従事者は加入義務がありません。しかし、農業は事故やケガのリスクが高いため、「特別加入制度」が設けられています。

〈農業の労災特別加入の種類と対象〉

区分	加入対象	補償対象作業	主な要件
中小事業主等	雇用者のいる農業 経営者	労働者と同じ	年間100日以上労 働者を使用見込み
特定農作業従事者	畜産・果樹・園芸農 家など	動力機械使用、高 所作業、酸欠危険 場所、農薬散布、家 畜接触作業など	経営耕地面積2ha 以上、または年間販 売額300万円以上
指定農業機械作業 従事者	米・麦・大豆など土 地利用型農家	トラクター、田植機、 コンバイン、草刈 機、チェーンソー、 軽トラックなど指定 機械使用時	15歳以上の自営農 業者

〈労災保険での補償内容〉

補償給付名称	内容
療養補償給付	医療機関での無料治療、その他医療費の補償
休業補償給付	休業4日目以降、給付基礎日額の60%+特別支給金20%=計80%が支給
障害補償給付	農機事故や農薬中毒による後遺障害に対応
遺族補償給付	死亡事故の場合、遺族に補償金が支給

- ② 健康保険・厚生年金保険は、個人農家には加入義務はありません。（個人農家でも、従業員は任意加入できます。しかし、事業主はできません）
農業法人は、1人でも加入義務があります。

農業にかかわる労働・社会保険は次の表のようになっています。個人農家と農業法人の保険種類は、労働保険は同じですが社会保険が異なります。

農業の労働保険・社会保険

農業法人も個人農家※も共通			農業法人		個人農家	
保険種類	労災保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	国民健康保険	国民年金
対象者	労働者		法人の事業主と労働者		個人の事業主と労働者	
運営者	政府		全国健康保険協会	政府	市町村	政府
窓口	労働基準監督署	ハローワーク	協会けんぽ支部	年金事務所	市町村役場	
主な対象事項	業務上および通常途上の病気・けが・死亡	求職者・教育訓練の給付、育児・介護休業給付	病気・けが(傷病手当金あり)	老齢・障害等の厚生年金(基礎年金ももらえる)	病気・けが	老齢・障害等の基礎年金
保険料負担者	事業主	事業主と労働者	事業主と労働者で折半		全額自己負担	

※個人農家の労災加入は、現在のところ従業員4人以下は任意。R8年中に加入義務に改正される見通し。

農業法人の労働・社会保険料の負担額（月給20万円の場合）

令和8年1月現在(単位:円)

	労災保険	雇用保険	健康保険	介護保険	厚生年金	子ども・子育て拠出金	合計
事業主負担額	2,600	2,000	9,690	1,590	18,300	720	34,900
従業員負担額	0	1,300	9,690	1,590	18,300	0	30,880
合計	2,600	3,300	19,380	3,180	36,600	720	65,780

注: 月額賃金が20万円(標準報酬月額20万円)の保険料負担額です

- 1.労災保険料率は、農業一般 13/1000
- 2.雇用保険料率は、農業一般 従業員負担6.5/1000、事業主負担10/1000
- 3.健康保険料率は、従業員・事業主負担は同じく48.45/1000
- 4.介護保険料率は、従業員・事業主負担は同じく7.95/1000…40歳から64歳までの方
- 5.厚生年金保険料率は、従業員・事業主負担は同じく91.5/1000…70歳未満の方
- 6.子ども・子育て拠出金は、3.6/1000

●厚生年金に入ると年金が増える

農業者に関する公的年金は、個人事業の経営者や従業員が加入する「国民年金」(年金をもらうときは基礎年金。満額で年間約80万円)と、法人事業の経営者や従業員等が加入する「厚生年金」があります。

あまり知られていませんが、厚生年金加入者は国民年金へも自動的に加入する仕組みになっています。別の言い方をしますと、厚生年金加入者は国民年金と厚生年金の両方に加入しています。

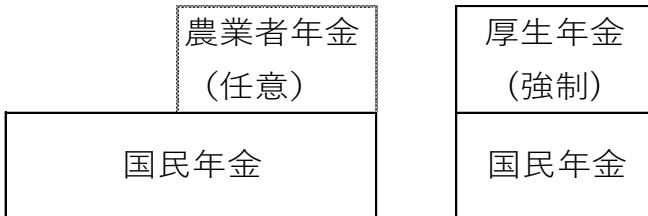
でも、厚生年金保険料以外の負担はありません。厚生年金の方から国民年金に拠出金が支払われているからです。

公的年金制度

<農業者>



<会社員>



国民年金・厚生年金からもらえる年金は、次の3種類です。

- ①年をとったときにもらう「老齢年金」
- ②ケガや病気によって障害者になったときにもらう「障害年金」
- ③加入者が死亡したときに遺族がもらう「遺族年金」

個人事業の場合は国民年金（基礎年金）だけしかもらえませんが、法人で厚生年金へ加入していれば国民年金と厚生年金の両方もらえます。

保険料負担は、国民年金保険料(月額: 17,510円)は全額加入者負担ですが、厚生年金保険料は事業主が半額負担することになります。

労働保険(労災保険・雇用保険)、社会保険(厚生年金・健康保険)は事業主負担があり大変ですが、従業員には多くのメリットがあります。見方を変えると、労働・社会保険は良い人材を確保する条件のひとつです。

参考図書：福島公夫・邦子著「改訂農家・農業法人の労務管理」農文協刊 ¥1,980

〈参考資料〉「雇用就農資金」～通年雇用すれば助成金～

「雇用就農資金」は、農林水産省の助成金制度です。

この事業は、農業法人等(個人農家含)が、49歳以下の人を正社員として雇用し、農業技術や経営ノウハウを習得させるための研修を実施した場合に助成金が交付されるものです。

研修は、机に座って教えるのではなく、仕事を通じて実務を教えるOJTと言われる方法です。新人を採用した時にどこの農場でも行っていることを、年間計画をたて、習得させる農業技術を明確にして実施することです。

主な助成内容・応募要件

1. 助成額・期間

1人当たり1ヶ月5万円(年間60万円)、助成期間は最長4年間。

2. 応募できる農業法人等要件

- ①概ね年間を通じて農業を営んでいる。
- ②仕事をしながら教える研修は、概ね年間300時間(月平均25時間)以上行う。
- ③研修指導者として、5年以上の農業経験者がいるか認定農業者がいる。
- ④労働保険(雇用保険・労災保険)に加入させる(個人事業も)。法人は、健康保険・厚生年金保険にも加入させる。

3. 応募できる従業員要件

- ①年齢は49歳以下で、農業経験が5年以内の者。
- ②雇用期間の定めのない正社員で、支援開始日時点で正社員としての就業期間が4ヶ月以上12ヶ月未満である。

「雇用就農資金」の募集開始などの詳細は、全国農業会議所のウェブサイトに掲載されています。

また、電話での問い合わせは「長野県農業会議」が窓口になっています。

長野市北石堂町1177番地3 JA長野県ビル11F、Tel026-217-0291

〈参考資料〉 長野県内の賃金相場

農場で通年雇用の正社員として雇う場合に、いくら給与(賃金)を支払ったらよいか、他企業ではいくら支払っているのか知りたいところです。

「地域の賃金相場」を簡単に調べるには、次の厚生労働省ウェブサイトがあります。都道府県別・業種別・年齢別の平均的な賃金(月給・時給・賞与)が公開されています。

【厚生労働省:賃金引き上げ特設ページ「地域・業種・職種ごとの平均的な賃金検索】】

しかし、検索できる業種に農業はありませんので、農業に近い製造業である「食料品製造業」が参考になります。

次の比較表の月収・賞与・年収は、長野県内「食料品製造業」の、年齢層別の平均賃金です。

長野県内 食料品製造業 平均賃金

(単位:千円)

標準 年齢層	食料品製造業				当社			
	時給 円	月収 千円	賞与 千円	年収 千円	時給 円	月収 千円	賞与 千円	年収 千円
～19	1,160	184	66	2,271				
20～24	1,220	205	477	2,937				
25～29	1,411	231	663	3,440				
30～34	1,465	248	792	3,768				
35～39	1,646	271	657	3,909				
40～44	1,709	287	781	4,227				
45～49	1,862	312	909	4,648				
50～54	1,605	268	586	3,797				
55～59	1,836	302	784	4,412				
60～64	1,283	209	347	2,858				
65～69	1,208	202	258	2,679				
70～	1,062	173	82	2,159				

※1. 出典は、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

都道府県ごとの「企業規模計（10人以上）産業計」の2022～2024年の3年間の数値を平均したものです。

※2. 年収は、「月収×12ヵ月+賞与」で算出しています。

(アルバイト、季節雇用者用)

労働条件通知書

年 月 日

殿

所在地

事業場名称

事業主

印

雇用期間	年 月 日 ~ 年 月 日迄	
契約更新等について	1.契約の更新 : あり(以下の基準により更新することがある) ・なし ①契約期間満了時の業務量 ②勤務成績・勤務態度・能力 ③農場の経営状況 2.更新上限の有無: あり(更新 回まで／通算契約期間 年まで) ・なし	
就業の場所	(雇入れ直後) 事業主の農場および作業場 等 (変更の範囲) 変更なし	
従事すべき業務の内容	(雇入れ直後) 農作業全般 (変更の範囲) 変更なし	
始業・終業時刻 休憩時間 所定労働時間	始業 時 分、 終業 時 分 休憩時間 時 分～ 時 分 時 分～ 時 分 時 分～ 時 分 所定労働時間は、 時間 分とする。 * 始業・終業時刻・休憩時間は、業務の都合により繰上げ・繰下げする場合がある	
所定時間外労働	あり ・なし	
休日労働	あり ・なし	
休日	勤務表で定める	
年次有給休暇	法定の年次有給休暇	
賃金	基本給: 月給 ・ 日給 ・ 時給 円 通勤手当: 円	
	所定外労働の割増率 時間外: %、 休日: %、 深夜: 25%	
賃金締切日・支払日	賃金締切日 每月 日	賃金支払日 当月・翌月 日
賃金の支払方法	指定口座に振込み ・現金	
退職に関する事項	自己都合により退職する場合: 退職する 30 日前に届け出ること	
解雇の事由	①身体または精神の障害等によって、業務に耐えられないとき ②勤怠状況が著しく不良で、改善の見込みがないとき ③業務効率が著しく不良で、向上の見込みがないとき ④正当な理由なく業務命令に従わないとき ⑤その他前各号に準ずるやむを得ない事由があるとき	
昇給・退職手当・賞与	なし	
労働・社会保険	雇用保険の適用あり・なし、 厚生年金保険・健康保険の加入あり・なし	
相談窓口	事業主	
記載のない事項については、労働基準法の定めるところによる。		

与党がまとめた税制改正大綱のポイント

- 農林水産業で使う軽油を対象に、石油石炭税に上乗せされる税金の免除特例の3年延長
 - 新規就農者のためにJAなどが取得したハウスや農機にかかる固定資産税の減額特例の2年延長。特例を利用できる対象の拡大
 - 農地バンクに預けた農地にかかる固定資産税の減額特例の2年延長。要件の見直し
 - みどり投資促進税制の2年延長
 - 肉用牛の販売で得た農業所得に関する課税特例措置の3年延長
 - JA厚生連病院が法人税非課税になるための要件の緩和

額される。特例を使える対象に農地中間管理機構（農地バンク）を加える改正も行う。対象を現在のJAや農事組合法人以外に広げる。

農地バンクに預ければ、農地にかかるの固定資産税が減額される特例も2年延長する。

厚生連病院「非課税」

の法人税 案件が緩和

厚生連病院の法人税 「非課税」要件が緩和

自民党と日本維新の会は19日、2026年度の与党の税制改正大綱をまとめた。農業関係では、農林水産業で使う軽油を対象に、地球温暖化対策で石油石炭税に上乗せして徴収される税金が免除される特例を3年延長する。JAなどが新規就農者のために取得したハウスや農機にかかる固定資産税が減額される特例も2年延長する。

年以上だと3年間、15年以上だと5年間、固定資産税が半額になるが、今後は15年以上でも3年間とする。

例を利用可能にする。
みどり投資促進税制
も2年延長する。みどり
の食料システム法に
基づく「みどり認定」
を受けた計画に沿い、
農機や設備を導入した
際に、法人税や所得税
を特別償却できる。
肉用牛の販売で得た
農業所得にかかるの課
税の特例措置は3年延
長する。

合った診療費を請求できるよう制度を見直す。公的医療機関として税制面で優遇を受ける厚生連病院は、法人税が免除される。ただ、①有償病床の利用料を1日5000円以内に抑える②外国人患者に対しても日本人と同水準の診療費を請求する――といった制約がある。今回、この二つの制約を緩和する。個室や特別な設備のある部屋など、有償病床の需要は年々高まっている。一方で、請求できる利用料に制約があり、採算性の確保が課題となっていた。

外国人患者に対しては、日本人患者に請求する金額の「3倍以内」の診療費を請求できるようになる。通訳の確保など、受け入れる病院側の負担が大きいことを踏まえた。

免税・減税特例が延長 26年度税制大綱 農業分野の施策は

26年度税制大綱農業分野の施策は

日銀は19日、金融政策決定会合を開き、景気や物価を調節するため使う政策金利を現行の0・5%程度から0・75%程度に引き上げることを決めた。9人の政策委員全員が賛成した。1995年9月以来30年ぶりの高水準となる。米国の高関税政策による経済への悪影響が従来の想定より低下。来年の春闘で

日銀は、現在の金利水準は極めて低いとして、今後も経済・物価が想定通り推移すれば「引き続き政策金利を引き上げる」と表明。

物価上昇率を前年比2%で安定させる目標の実現に向け、利上げで

賃上げの継続も期待できるとして、物価高が続くリスクを抑える。利上げは1月以来、今年2回目。

「金融緩和の度合いを調整することが適切だ」との見解を示した。

A black and white portrait of Toshiaki Miyazaki, Governor of the Bank of Japan. He is wearing a dark suit, a white shirt, and a patterned tie. The photo is framed by a thick black border.

き上げは、農家の暮い
しや農業経営にどのよ
うな影響が及ぶのか。
農業金融に詳しい農林
中金総合研究所の高山
航希主任研究員に聞い

た。
日銀の利上げで、変動金利型住宅ローンをはじめ各種金利が上昇する。経済活動が減速

融資を利用するにこだわる。この場合、多額の設備投資などで別の資金を借り入れる場合は、一般的な融資を利用するにこだわる。こうした金利上昇分は経営コストとして

家計にも波及し預金利の上昇をもたらす一方、変動金利型住宅ローンの返済額は増えることになる。植田氏は今月1日、今回の会合で「利上げの是非を適切に判断したい」と発言していた。

で米国の関税を巡る
確実性について「低
している」と説明
した。企業収益は高い
準で維持される」と見通
んだ。賃上げに關
「企業の積極的な賃上
設定行動が途切れる
スクは低い」と見通す
た。

し、物価高騰が抑制される期待もある。農業制度資金の「農業近代化資金」「スーパーハイ資金」などは、基準金利から利子助成がされるため、利用者の実質的な金利負担は今後も低く維持される可能性が高い。ただ、基準金

